

〔研究ノート〕

ジョン・ロールズ『正義論』の改訂について (2) —基本的諸自由の優先権とその再定式化

魚 躬 正 明

1. はじめに——「基本的諸自由とその優先権」(1982年)をどう読むか

私たちが最初に努めるべきなのは、彼らが何を言っているのかを理解し、彼らの視点が許すと思える最善のしかたでそれを解釈することです。そして初めて、彼らの解決法を私たち自身の視点から判断する用意ができたと思なされるのです。…こうした指針に従わないなら、すべての本質的な点で、少なくとも私たちと対等な立場にある誠実で知性にみちた作家として彼らを遇することはできないでしょう。 ジョン・ロールズ『政治哲学史講義』

前号においては、ロールズが『正義論』初版(1971年)における基本的諸自由の優先権と原初状態からの導出の議論の改訂について、部分的ではあるがその概観を試みた。本稿では、ロールズ自身が「いまだ完全に満足のいく説明になっていない」[改版 xii/xv]とした1975年における『正義論』の改訂

※ ロールズの著作の略記は以下の通りである。

[初版] *A Theory of Justice*, original edition, Harvard University Press, 1971.

[改版] *A Theory of Justice*, revised edition, Harvard University Press, 1999. [川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論』、紀伊國屋書店、2010年]

[PL] *Political Liberalism*, expanded edition, Columbia University Press, 2005.

[CP] *Collected Papers*, edited by Samuel Freeman, Harvard University Press, 1999.

[JF] *Justice as Fairness: A Restatement*, edited by Erin Kelly, Harvard University Press, 2001. [田中成明・亀本洋・平井亮輔訳『公正としての正義——再説』、岩波書店、2004年]

[MP] *Lectures on the History of Moral Philosophy*, edited by Barbara Herman, Harvard University Press, 2000. [坂部恵監訳『ロールズ哲学史講義』上・下、岩波書店、2005年]

[PP] *Lectures on the History of Political Philosophy*, edited by Samuel Freeman,

のあと¹、基本的諸自由とその優先権の論証をどのように彫琢していったのかについて、1982年に公表され、『政治的リベラリズム』（初版1993年）に再録された論文「基本的諸自由とその優先権」全14節のうち、第6節までを検討する。政治的諸自由の公正な価値の重要性をアメリカの憲法体制に即して論証した後半部分は、次号で検討する。よって本稿は、『正義論』それ自体の改訂を検討するものではない。だが、基本財や世代間正義など、『正義論』の別の論点に先立ちこのテキストを検討することで、基本的諸自由とその優先権の議論が1975年の改訂を経ていかに再定式化されるに至ったのか、その見取り図を得ることを目指す。この論文の議論については、多くの論考が言及、検討しているものの、『政治的リベラリズム』の議論としてであり、この論文が書かれたコンテキストを念頭において検討したものは少ないように思われる。近年、ロールズの自由論をアメリカ憲法における諸自由の保障の歩みと体質しつつ読解する論考が増えているが、そのような読解の視座はこの論文を読み解くうえで有意義なものと言えよう²。なぜなら、ロールズはこの論文において、狭義にはアメリカの、広義にはリベラル・デモクラシーにおける自由と平等との価値の相克について、第一原理の諸自由の優先権と第二原理が表す平等の価値とによって一つの理論的解答と論証とを与えようとしているからである。この論文

Harvard University Press, 2007. [齋藤純一・佐藤正志ほか訳『ロールズ政治哲学史講義』I・II、岩波書店、2011年]

¹ 改訂は、ドイツ語版出版のためになされたものであり、その後の各国語の翻訳には反映されているとされる。だが、英語では1999年の改訂版出版までその改訂を確認できる状態にはなかった。

² いくつか挙げると、Robert S. Taylor, *Reconstructing Rawls: The Kantian Foundations of Justice as Fairness*, The Pennsylvania State University Press, 2011. は全編にわたり啓発的な議論を展開しているが、とりわけ第3-5章を見よ。また、彼の“The Priority of Liberty”, in *A Companion Rawls*, edited by Jon Mandle and David A. Reidy, 2014, pp. 147-63. は、ロールズの理論とその変遷を簡潔にまとめている。Frank I. Michelman, “The Priority of Liberty: Rawls and ‘Tiers of Scrutiny’”, in *Rawls’s Political Liberalism*, edited by Thom Brooks and Martha C. Nussbaum, Columbia University Press, 2015. は、ロールズを憲法理論の観点から読み説いてきた論者による、「優先権」論文の極めて批判的な検討である。

は、『正義論』のさらなる改訂や批判への応答に留まらない実践的関心を強く帯びたものとなっている。とりわけ、次号で検討される政治的諸自由の公正な価値の擁護論には、アメリカにおける政治的自由の危機への極めて批判的な問題関心が現れている。本稿では、『正義論』の改訂を経て、諸自由の優先権に関する説明の変化や強調点の変更、同じ論点の再強調、議論の補強といったことがどのようになされたかを中心に検討するが、そのような読み直しを行うのも、ロールズが『正義論』と比較して、リベラリズムの思想的・歴史的来歴を強く意識しつつ、自由の優先権を論じているからであり、単に分析的な検討だけでは、公正としての正義の「力強さ」を（その欠陥も含め）理解することはできないと思われるからである³。

このテキストが書かれた経緯と『政治的リベラリズム』における位置について簡単に整理しておく。ロールズは『正義論』の改訂以後も、自説への決定的な批判と見なしたH. L. A. ハートからの批判への本格的応答を期していた⁴。それは、1981年春のタナー講義に結実し、改訂を加えて、他の論者講演とともに翌年出版された。このテキストはその後、改訂なしに『政治的リベラリズム』第8章に収録されており、初版では最終章に位置づけられている。その後、ペーパーバック版（1996年）にハーバースへの応答が、拡大版（2005年）に「公共的理性の理念：再訪」が収録される。これら二つの論文と第2部、第6章までは、多くの部分が、哲学的問題を回避し、自説を「政治的なもの」として再定式化していく、いわゆる「転回」以後の論文（1985年以降）が基となっており、ロールズの解釈をめぐる議論を知っている者ならば、「優先権」論文（1982年）がその理論枠組みと不整合をきたす点はないのか、と考えるかもしれない。そうした論点の十分な解明には別稿を期すほかないが、本稿第4節のように、検討に値すると思われる論点をいくつか指摘するだろう。

³ ロールズが政治哲学史の講義にあたり、基本的姿勢とした読解の指針[MP, xvi/19頁; PP, xiii/xi頁]を参照せよ。

⁴ 1990年11月擱筆の『正義論』改訂版序文と、『再説』第12節の脚注2を見よ。

2. なぜ基本的諸自由の優先権なのか

〈各人の自由が他の人の自由と共存しうるようにする諸法則に従った、人間の最大の自由〉の体制（最大の幸福の体制ではない、というのは最大の幸福はこれにおのずからついてくるであろうから）は、やはり少なくとも一つの必然的理念であって、われわれはこの理念を、国家体制の最初の構想においてだけでなく、あらゆる法律の根底におかなければならない。

イマニュエル・カント『純粹理性批判』

2.1 公正としての正義の達成目標（緒論、第1、2節）

ロールズはまず緒論において、ハートが指摘した『正義論』における自由の優先権の論証の二つの深刻な欠陥を整理している。第一に、原初状態の当事者たちが基本的諸自由の原理を採択し、その優先権に合意するのはなぜかが十分に論証されていない⁵。これは第二の欠陥へとつながる。すなわち正義原理が、原理の採択ののち、憲法制定、立法、司法過程の各段階において（無知のヴェールが次第に引き上げられにつれ）判明する社会環境をふまえ、基本的諸自由がどのようにしてさらに具体化されていき、調整されるのかについて満足のいく基準がないこと、である⁶。ロールズはすでに「カント的構成主義」論文において素描した改訂を、ハートへの応答として再び述べる⁷。優先権は、基本財の改善された説明とあわさった「自由で平等な市民」の構想・とらえ方（conception）に基礎づけられうること、そのような人格のとらえ方は、リベラルではあるものの、公正としての正義は、ハートが解釈したように原初状態における当事者たちの「合理的な利害関心」の考慮だけに依拠しているものではないことが指

⁵ H. L. A. Hart, “Rawls on Liberty and Its Priority”, in *Reading Rawls: Critical Studies on Rawls' 'A Theory of Justice'*, edited with an Introduction and a new Preface by Norman Daniels, Stanford University Press, 1989, pp. 242-52. [「ロールズにおける自由とその優先性」、『権利・功利・自由』（森村進・小林公訳）、木鐸社、1987年、249-55頁]

⁶ Ibid., pp. 239-44. [234-42頁]

⁷ とりわけ、第一講義のⅢ・Ⅳ [CP 310-15] を参照。

摘される⁸。自由の優先権が、「自由で平等な人格」という構想、そのような人格が求めるものとして示されたのである⁹。ロールズは以上の諸改訂にもかかわらず、公正としての正義はその「構造と内容」においては大枠を維持しているとする。さらなる改訂のために、正義の二原理のうち、第一原理の記述の改訂がなされていく。

第一原理：各人は、すべての人の同様な諸自由の枠組みと両立する、基本的諸自由の十全に適切な枠組み (a fully adequate scheme) への平等な権利を有している。

第二原理：社会的・経済的不平等は、以下の二つの条件を満たさなければならぬ。第一に、機会の公正な機会均等という条件のもとで、全員に開かれた職務と地位に伴うものでなければならない、ということ。第二に、それらの不平等が、社会の中で最も不遇な地位にある構成員にとって最大の利益にならねばならない、ということ [PL, 291]。

第一原理の改訂は、『正義論』における「最も広範な全体システム (the most extensive total system)」という記述を「十全に適切な枠組み」と改訂

⁸ Ibid, p. 252. [253-55 頁] ハートは、ロールズによる自由の優先権の「表面的には独断的と思われる論証」は、原初状態の当事者による合理的な利益追求の帰結として提示されるにもかかわらず、ロールズ自身が抱く「潜在的なある理念」に依拠しているのではないかと指摘した。すなわち「社会生活の主要な善のなかでも、政治的な活動や他者への奉仕に価値を認め、たんなる物質的財や満足のためにこのような活動の機会を交換することは耐えられないと考えるような、公共的精神に満ちた市民の理念」である。ロールズは、この論文の最初の注において、ミクルジョンが言論の自由について、アメリカのタウン・ミーティングの伝統によりつつ、その意義を自己統治 (self-government) に見いだしていることを指摘しつつ、公正としての正義は、それを至上の価値とするようなものではない、と述べている。ミクルジョンの見解は、*Alexander Meiklejohn, Free Speech and Its Relation to Self-Government*, Harper and Row, 1948, ch. 1, sec. 6. を参照。なお、この著作はその後の論争に応えた論文と併せ *Political Freedom: Constitutional Powers of the People*, Harper & Brothers, 1960. に収録されている。

⁹ 『正義論』改訂版の第 26 節を参照せよ。

したことである¹⁰。そして、「両立する」という文言を挿入したことである。その改訂の詳細は、論文の第8節（本稿第5節）において論じられる。

ロールズによれば、基本的諸自由は思想・良心の自由や政治的諸自由、結社の自由など、というように、諸自由の「リスト」によって特定されるものであり、ハートが解釈したように、「自由」と呼ばれる何かの行使そのものに優先権を与えているのではない¹¹。民主主義思想の歴史とは、権利章典や人権宣言等に見られるように、「特定の諸自由」に焦点をさだめ、「憲法的保障」を達成することにあつたのである [PL, 292]¹²。公正としての正義は、包括的、一般的な道徳の第一原理としてではなく、原初状態における合意として正義の二原理を、またその部分としての諸自由のリストを示すのを第一の達成目標（the initial aim）としている。すなわち、民主主義社会における自由と平等について、双方からでてくる諸要求の対立・相克を調停する仕方についてよりよい理解を示すことである¹³。

諸自由のリストを作成するには二つの方法がある。第一に、民主政体の憲法を調べ、保護されている諸自由のリストをあつめ、うまく作動している政体における諸自由の役割を検討する「歴史的」な方法である。第二に、「一つの完結した人生を営む道徳的人格性が、二つの道徳的権能を十分に発達させ、十全に行使・発揮する」に足る不可欠な社会的条件のための諸自由とは何か、を考慮することである [PL, 292-93]¹⁴。これらの方法は、第3-6節（本稿3-4節）で論じられる。リストは、この二つの方法と原初状態における推論とによって特定されるリストの双方を私たちは用いる。だが、原初状態がもつ哲学的内

¹⁰ [初版 60, 250, 302] 初版における二原理の最初の定式では「最も広範な自由」という抽象的な言い回しとなっている。「最も広範な」という表現は1975年の改訂でもそのまま残されている [改版 53, 220, 266/84, 337, 402 頁]。

¹¹ Hart, pp. 234-37. [226-31 頁]

¹² 『再説』[JF] 第13節の3も参照。

¹³ この論文とは別の論点における、B. コンスタンへの言及 [PL, 4-5] [JF, 2/4-5 頁] も参照せよ。

¹⁴ 第二の方法は、別の著作では分析的なやり方と呼ばれている [JF, 45/79]。

省によって諸自由を識別・選り分ける力 (discriminating power) は、ある時点で途切れてしまう。私たちは、原初状態の当事者にかかる無知のヴェールが次第に薄くなり、憲法制定や立法、司法 (適用) の各段階における具体的な知識を用いながら、諸自由の特定を進めなければならない。ロールズは、原初状態とそこにおける当事者たちの熟慮とが、私たちに対してもつ意義を、それが道徳的・政治的伝統が示す様々な正義原理の候補から選ぶための「選択の手段 (means of selecting)」としての役割に見ている [PL, 294]。具体的な知識をもつ私たちは、それにもかかわらず諸自由の優先権を確証できないかもしれない、また諸自由のうち、どの自由により重みをもたせるかといったことは、すぐさま果てしない論争をまねくだろう。原初状態の当事者の推論を参照することは、諸自由の優先権、諸自由相互の衝突を調整し、一つの枠組みへとまとめ上げる、そのような正義原理の選択に貢献するだけでなく、その選択された原理の理念・理想をもとに、社会の根本規範たるどのような憲法を制定するのか、それを導く厳格な指針となる。さらに、正義にかなった憲法の制限内で立法し、具体的な制度設計を行い、最後に、政府公務員が適切にルールを運営し、市民は正義にかなった社会システムの諸ルールを遵守する、という段階へと進んでいく。この四段階の系列がロールズの正義論では想定されている [初版、改版 sec.31]。各段階における不正義が明らかになるならば、再び原初状態とその記述の問題性を吟味する、というように社会契約の観念を用いることは現状の不正義を検討する視点をもたらし、あるべき政治社会の可能性の探求に資するものとなるのである。

2.2 基本的諸自由の特別な地位 (第2節)

続いてロールズは、基本的諸自由とその優先権について、複数の側面から検討を加えていく。第一に、リストとして示された諸自由は、「絶対的な重み」をもち、社会全体の福祉や特定の生き方の称揚を含むであろう、「公共的善や完成主義的価値」が言い立てる諸理由にも揺るぐことのない「特別な地位」を占める。例えば、政治的諸自由は、特定の社会集団に対し経済的効率性 (全体

の福祉とも言えよう)を理由に否定されうる、などとの理由は許容されえない [PL, 294-95]。諸自由は衝突を避けられないため、「諸自由の一つの一貫性ある枠組み (a coherent scheme of liberties)」に収まるよう調整がなされなければならない、その意味でどの自由も「絶対的なもの」ではないが、その枠組みはどの市民にとっても同一のものとして提供されなければならない。

ロールズは、諸自由の優先権に関してその制限 (restriction) と規制 (regulation) とを区別するよう注意をうながす [PL, 295-96]¹⁵。諸自由の持続的な行使のために、社会的諸条件の要請する事柄に適応させることは、「規制」することを意味し、それは直ちに自由の「侵害」を意味するものではない。ロールズは、諸自由の「中心的な適用範囲」と彼が呼ぶものの例示として、自由な言論をめぐる規制をあげる。公共的討論において、全員が同時に話すことはできないのだから、討論に関する何らかの指針は受け入れられなければならないだろう。「諸自由を制度化する」には、スケジュールを定める (順序づけ、重みづけを明確にする) こと、そして具体的な社会組織の構築が要請されるのである。しかし、討論について言えば、それは言論の仕方への規制であり、その「内容を制限する」ものではないことに留意する必要がある。「私たちの理性の公共的な行使は、規制されなければならない」が、可能な限り、諸自由の「中心的適用範囲は損なわれぬままに保つ」必要がある。

ロールズは、リベラリズムの歴史的来歴に目をむけ、諸自由はどの自由もが同様に重要ではなく、また同じ理由で称揚されてきたわけではないとする。コンスタンが述べたように、「近代人の自由」は、「古代人の自由」よりも重要なものとして称揚されたのであり、「政治的諸自由」は、思想・良心の自由と比べて、内在的価値において劣るものとされたのであった¹⁶。またロールズは、

¹⁵ 『再説』第32節の3も参照。

¹⁶ ただしコンスタンは、政治的自由がもつ重要性を強調しており、他の諸自由の保証にとって不可欠のものとさえしていることに注意しなければならない。「政治的自由を放棄するということは、丁度、自分は二階にしか住まないのだからということを実に口にして、土台のない建物を砂上に建てると言い張る人間がどうかしているのとよく似た、狂気の沙汰に他ならないのであります」。Benjamin Constant, “The Liberty of

現代の大きな社会 (large society) においては、(古代の都市国家では真実であったかもしれない) 政治的諸自由の重要性は、多くの市民にとって、はるかに小さい場所しか占めない、とする。そしてバーリンに同意しつつ、「政治的諸自由の役割は、他の諸自由の保護のための、おそらくは主に道具的・手段的」なものである、との診断を下す¹⁷。

ロールズは、政治的諸自由の公正な価値、すなわち、政治生活における影響力の公正な平等のラディカルな価値を擁護し続けている。だが、政治生活への参画とその程度は、あくまで個々人の自由な選択に委ねられるべきだと主張する¹⁸。主要な問いとなるべきは、政治的・公共的生活への参画が十分に保障されるような制度設計はどのようなものか、であり、政治参加にこそ人間本性の真の開花がある、などとする主張には汲みしないのである [cf. PL, 204-206]。次号、この論文の後半部分の検討に際しても、なぜロールズは、政治的諸自由の決定的重要性を擁護しつつも、形而上学的な基礎づけを断念するのかを検討するであろう。ロールズにとって、政治生活への参画の重要性はリベラル・デモクラシーが実践を通して歴史的に練り上げてきた理念、その解釈、そして制度上の運用においてそれら理念がいかに援用され変容してきたかを検討することで擁護されるのである。

the Ancients Compared with that of the Moderns”, in *Political Writings*, translated and edited by Biancamaria Fontana, Cambridge University Press, 1988, p. 326. [バンジャマン・コンスタン「近代人の自由と比較された古代人の自由について」(大石明夫訳)、『中京法学』第33／34号、1999年185頁。※仏語原文からの訳出]

¹⁷ バーリンは、「おそらく自由主義者にとって、統治に参加する政治的——「積極的」——権利の主たる価値は、彼らが究極的価値として考えている個人的——「消極的」——自由を保護するための一つ的手段であるところにあるのだろう」と述べている。Isaiah Berlin, “Two Concepts of Liberty”, in *Four Essays on Liberty*, Clarendon Press, 1969, pp. 165-66. [I. バーリン「二つの自由概念」、『自由論』、みすず書房、1979年、368-79頁]

¹⁸ 『正義論』第37節、『再説』第43節を参照。

3. 市民と共同体とを捉える視座（第3・4節）

個人と自治（自己統治）に関するリベラルな諸価値の核心については断固として踏みとどまりながらも、どれだけ多くの共同体的理念を受け入れさせることができるかを見いだすこと…。 S. I. ベン「個人、自治、共同体」

ロールズは一貫して、公正としての正義を「組みたて、構造化する」さいの最も基礎的な理念として、「公正な協働のシステムとしての社会」をおいた。その理念は、自由で平等な人格と秩序だった社会の理念との結合によって練り上げられたものに他ならない [JF, sec.2]。人格および社会をそのように見なすことについては、すでに内在的検討、フェミニズムによるその理念それ自体への根本的批判など、多くの解説・検討がなされてきた¹⁹。人格および社会については、『再説』の第一部において論旨を確認できるので、ここでは人格と社会の構想が、リベラリズムの歴史的来歴とどのように結びついているとロールズが見ているのかを中心に検討しよう

ロールズは、自由で平等な人格としての市民たちの公正な協働は、相互尊敬の基盤を足場にしたものでなければならず、協働の条項は、市民たちがよき理由から受け入れるものでなくてはならないと述べて、基本的諸自由の枠組みとは何かという問いは、相互尊重にもとづいた協働にふさわしい条項の決め方とは何か、という問いとして理解されうるとしている [PL, 303]。ここでロールズは、宗教戦争以来のリベラリズムの形成過程に目を向ける。「哲学的学説・教説として」のリベラリズムは、その起源を宗教的寛容をめぐる論争²⁰にもち、

¹⁹ 邦訳があるものをいくつかあげておく。A. スウィフト、S. ムルホール『リベラル・コミュニタリアン論争』（谷澤正嗣・飯島昇藏監訳）、勁草書房、2007年、第5、6章。E. F. キティ『愛の労働——あるいは依存とケアの正義論』（岡野八代・牟田和恵監訳）、現代書館、2010年、175-260頁。スーザン・M. オーキン『正義・家族・ジェンダー』（山根純佳他訳）、岩波書店、2013年、第5章。

²⁰ J. W. Allen, *A History of Political Thought in the Sixteenth Century*, Methuen, 1st ed. 1928, pp. 73-103 [Part I, ch. 5], -46 [Part II, ch. 9], 302-31 [Part III, ch. 4], 428-30

19世紀にコンスタンやミル、トクヴィルなどによってその「主要な本質的要素」が形作られたとしている。現代において、リベラリズムが決定的な与件として想定しているのは、平等な者としての市民たちは、「比較不能で、宥和しがたい善の諸構想（考え方）を抱いている」ということである²¹。では、現代の価値多元的な状況において、公正としての正義はいかなる解決策を模索するのか。それは、政治社会を自由で平等な人格としての市民たちによる、協働の体系として捉える、ということに他ならない。しかしその場合、私たちは、社会統合をもちや共通の信仰に、また、「哲学的学説・教説」にも基礎づけることなしに、自由で平等な人格たちの民主主義国家にふさわしい正義の公共的構想を練り上げなければならないのである [PL, 304]。

人格と社会との構想・捉え方（conception）が与えられれば、それは正義原理を導くうえでの先導的理念として用いうる。原初状態の当事者たちは、自らの才能、能力、どのような生き方（善の構想）を望むのかなど具体的情報は知らないが、自らを自由で平等な人格であり、そのようなことは人格であり続けたいと確信していることを知っている²²。また彼らは、諸自由、機会、およびそれに付随する地位、特権、所得と富、そして自己への尊敬・尊重の社会的基盤が、基本財として分配の対象であることを知っている。それらに照らしたとき、基本的諸自由はまさしく重要な基本財であり、第二原理の考慮事項によっても覆されないものに他ならない。次節で取り上げられている良心の自由の場合に明白なように、自由の優先権は、人格の道徳的能力の陶冶にとって、決定的な影響を及ぼす。

[ch. 9]. ロールズが指示した章は、宗教改革期とその後の寛容をめぐる論争を扱った部分である。

²¹ Ronald Dworkin, "Liberalism", in *Public and Private Morality*, edited by Stuart Hampshire, Cambridge University Press, 1978. Reprinted in *A Matter of Principle*, Harvard University Press, 1985. [ロナルド・ドゥオーキン「リベラリズム」、『原理の問題』（森村進・鳥澤円訳）、岩波書店、2012年所収]

²² 『正義論』第26節における議論を見よ。

4. 自由がもつ道徳的効能（第5・6節）

公正としての正義は、その中核に共同体の価値をおくものとなっている…。社会的諸価値を、すなわち制度、共同体およびアソシエーションの諸活動の固有の善を個人主義的な理論の基盤を有する正義の構想によって説明したい、というのが本質となる考えである。何よりも議論の明確さのためには、未定義の共同体の概念には依拠したくない…。この〔契約論的な〕構想は個人主義的に思えるかもしれないが、私たちはそれを足場にして、最終的には共同体の価値を説明しなければならない。さもなければ正義の理論は成功しえない。この作業を完遂するために、私たちは自分への敬意・尊敬（self-respect）という基本財の説明を必要とする。 『正義論』第41節

では、二つの道徳的能力とは何か。ロールズはまず、市民が自分の善の構想を形成し、改訂し、様々な状況を考慮し合理的に追及する、第二の能力から議論を始める。この際に厳密には「論証」ではないとしつつも、良心の自由の確固たる保証がもたらす効果に着目して、基本的諸自由とその優先権の承認の道理にかなった論拠を提供しようと試みるのである。『正義論』においても、第3節を中心にすでに論じられた点であるが、この論文では、ミルの『自由論』における個性の発達の議論を取りあげていることに着目すべきであろう。ロールズにとって、善の構想はたんに外から与えられた、社会的に所与のものではない。良心の自由が確固として保証されているのなら、私たちは十分に知性と内省を働かせ、自らの善の構想を自由に形成し、修正し、諸事情を勘案しつつ、追及する能力を高めていけるのである。ロールズは、ミルが欲望と衝動とを「われわれ自身のもの」としなければならぬ、と述べたのを引いて、私たちは、社会やその仲間（peers）によってすでに作られたものとして、善の構想を受け入れるのではないとしている [PL, 313]。無論、私たちは社会のくびきから完全に自由ではない。また、善の構想の形成にとって、他者や文化の影響は不可欠、不可避のものであろう。ロールズはこの点を否定するものではない。ロールズは良心の自由を例証として取り上げることで、基本的諸自由が、善の構想への能力はたんに道具的なものというのではなく、それ自体、自らの善の構想

の不可欠の部分であることを示そうとしているのである [PL, 314]。

続いて、第一の道徳的能力である正義感覚への能力を取り上げているが、ここでは、自己への尊敬・尊重 (self-respect) と正義感覚との関係について触れておこう。自己尊重は、第一に自らを他の市民と平等な政治社会の一員と見なすうえで不可欠のものであり、第二に、それなしには、私たちは自らの善の構想を追及する価値を見いだすことができないという意味で決定的なものである。基本財のうち、自己尊重が最も重要なものとされているのは、この二つの側面にかかわるからに他ならない [PL, 318]。この点を考察する上で、『正義論』第79節における「複数の社会連合からなる一つの社会連合」の議論をここで繰り返していることは見落とされてはならない。ロールズが『正義論』以降、いわゆる「転回」を経てもなお、このような社会の構想、見方を放棄していないことを意味するからである。この論文が1982年に公表されたことを念頭におくなら、1985年以降のロールズが、自説の形而上学的側面を放棄しつつ、政治的なものとして再定式化していったことによってロールズ解釈上の問題が浮上してくる。この論文、つまり『政治的リベラリズム』第8章のこの「社会連合」の議論が、この著作の前半部と整合的なのか、という疑義が幾人かから提起されている²³。ここで詳論することはできないが、正義の二原理を採択した秩序だった社会およびそこに生きる市民の道徳心理学について、『正義論』とこの論文、『政治的リベラリズム』（第7、8章以外）の議論にどのような差異があるのかは、検討に値する課題であろう。

次号では、第7節における政治的諸自由の公正な価値の擁護、第8、9節における諸自由の枠組みとその優先権の理論的論証を概観したのち、アメリカの憲法体制の歴史的变化に即して、政治的言論の重要性を論証する議論を検討する。

²³ Daniel Brudney, “Community and Completion”, in *Reclaiming the History of Ethics: Essays for John Rawls*, Cambridge University Press, 1997. また、次の論文では、ハーバーマス、G. A. コーエンとの興味深い対比が行われている。James Gledhill, “E Pluribus Unum: Justification and Redemption in Rawls, Cohen, and Habermas”, in *Rawls and Religion*, edited by Tom Bailey and Valentina Gentile, Columbia University Press, 2015.